

# 産業建設常任委員長報告

令和3年9月21日

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託を受けました議案11件及び請願1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第75号 専決処分の承認を求めることについて、本委員会に付託された部分についてであります。

本案は、専決第14号 令和3年度西都市一般会計予算補正（第8号）について、議会の承認を求めようとするものであります。

歳出として、

商工費に、新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請に伴う協力金などの予算が計上されています。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第76号 専決処分の承認を求めることについて、本委員会に付託された部分についてであります。

本案は、専決第15号 令和3年度西都市一般会計予算補正（第9号）について、議会の承認を求めようとするものであります。

歳出として、

商工費に、新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請に伴う協力金の予算が計上されています。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第82号 西都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてであります。

本案は、用途地域の変更にあたり、対象区域内の建築物を制限するための制度を設けようとするものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程においてある委員より、「当局からの情報提供のあり方について検討していただき、分かりやすく丁寧な説明をお願いしたい」との意見・要望がなされました。

次に、議案第83号 西都市営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、事業名称の変更により、所要の整備を行おうとするものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号 西都市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

本案については、公共下水道事業 事業計画の見直しに伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号 令和3年度西都市一般会計予算補正（第11号）について、本委員会に付託された部分についてであります。

歳出として主なものでは、

総務費のうち企画費に、西都市子育て世代移住促進住宅取得助成金、

商工費中商工振興費に、まちなかイルミネーション事業、

農林水産業費のうち農業振興費に、きらり輝く農業人材確保支援事業補助金、経営継承・発展等支援補助金、などの予算が計上されています。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程においてある委員より

「農林水産業費のうち原材料費に、農道生コンの予算が減額補正されているが、要領等を見直し、多面的な事業展開が出来るよう前向きに検討していただきたい」

との意見・要望がなされました。

次に、議案第88号 令和3年度西都市営住宅事業特別会計予算補正（第1号）についてであります。

本案は、住宅費から120万6千円を減額補正しようとするものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号 令和3年度西都市水道事業会計予算補正（第1号）についてであります。

本案は、原水浄水費など、総額2,248万9千円を増額補正しようとするものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致を

もって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号 令和3年度西都市簡易水道事業会計予算補正（第1号）についてであります。

本案は、配水給水費など、総額27万4千円を増額補正しようとするものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号 令和3年度西都市公共下水道事業会計予算補正（第1号）についてであります。

本案は、管路建設改良費など、総額108万4千円を減額補正しようとするものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号 令和3年度西都市農業集落排水事業会計予算補正（第1号）についてであります。

本案は、総係費から、57万7千円を減額補正しようとするものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号 国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区受益者負担軽減に関する請願についてであります。

本請願については、国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区の受益者負担について、軽減を求めるものであります。

採決の結果、「願意妥当」と認め、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、ある委員より

「西都市の基盤整備等に変り、大変有意義なことである。これが前例となり、今後とも西都市の受益者負担について特段の配慮をしていただくことを当局に強く求める。」

またある委員より

「西都市の基幹産業である農業において、高齢化、後継者不足という問題がある中で、農地の環境整備は必要不可欠である。この整備により、受益者の方々の負担軽減、収益向上につながるものとする。西都市の農業が国際化社会の中でも戦うことが出来るような環境の整備を進めることは必要不可欠

であり、今後同等の事業が進められる場合においては、当局は同等の支援措置をしっかりと対応していただきたい。」

またある委員より

「三財戸敷工区のは場整備事業が事務レベルで進められており、今後工事着工という段階に入っていくと考えるが、戸敷工区は場整備事業においても、国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区同様、受益者負担が無いよう特段の配慮を当局に求める。」

との意見・要望がなされました。

以上で報告を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。